

特定非営利活動法人SDGs日本語学習者応援プロジェクト

会員及び会費等に関する規程

第1章 総則

第1条 この規程は、特定非営利活動法人SDGs日本語学習者応援プロジェクト（以下「当NPO」という。）の会員及び会費等について必要な事項を定める。

（主旨）

第2条 当NPOの会員とは、国や地域を問わず日本語に関わる全ての人に対して、日本語関連の事業の創設及び質の高い学習環境づくりを提供し、持続可能な開発目標(SDGs)の達成と誰もが幸福に暮らせる社会の実現に貢献するという目的に賛同して、その活動に対して支援するために指定する手続きに基づき会員制度への入会を申し込み、入会を承認された個人、法人または団体である。

（各種会員の定義）

第3条 各会員の定義は、次のとおりとする。

- (1) 年間応援会員とは、当NPOの目的に賛同し年間を通して応援してくださる個人の会員
- (2) マンスリー応援会員とは、当NPOの目的に賛同し1か月間を通して応援してくださる個人の会員
- (3) 無料トライアル応援会員とは、当NPOの目的に賛同し1か月間を通して応援してくださる個人の会員

第2章 入会と退会

（入会手続きと会員の有効期限）

第4条 会員として入会するときは、当NPOのウェブサイトに掲載する手続きに従って、入会の申込（以下「入会申込」という）を行い、氏名・住所・電話番号その他当NPOが別途定める事項について、正確かつ最新の情報を提供し、第6条に定める会費の額を納入しなければならない。なお会員の有効期限は会費を納入した日から起算し該当会員の期間までとする。

（入会申込みの不承認）

第5条 当NPOの会員になろうとする者に、以下の行為が認められた場合、入会申込の承認を得ることができないことがあり、理由の詳細については通知しないものとする。

- (1) 入会申込書に、虚偽の記載、誤記、記入漏れのあった場合。
- (2) 入会申込書提出後、一定の期間を経過しても会費の納入がなされない場合。
- (3) 過去に当NPOから会員資格を取り消されたことがある場合。
- (4) その他、当NPOとが会員と認めることを不適当と判断した場合。

（会費）

第6条 会費の額は、次のとおりとする。

- (1) 年間応援会員 1口 3,000円
- (2) マンスリー応援会員 1口 500円
- (3) 無料トライアル応援会員 1口 0円

第7条 会費の用途は、次のとおりとする。

公益目的事業（公益認定されたもの）

（会員名簿及び情報の取扱い）

第8条 (1) 入会者は、当NPOの管理する会員名簿に登録する。
(2) 第1項の会員名簿に登録された事項に変更があった場合は、会員は遅滞なく、その旨を当NPOに届け出なければならない。
(3) 当NPOは、あらかじめ会員の同意を得ることなく、第三者に個人情報を提供及び公開することはありません。但し個人情報保護法その他の法令で認められる場合を除きます。
(4) 第3項にかかわらず、法人名または団体名は公開対象とする。

（変更の届出）

第9条 (1) 会員は会員名簿に登録された事項に、当NPOへの届出事項に変更が生じた場合に速やかに変更届を当NPOに提出するものとする。
(2) 会員が、本条第1項の変更届を行わなかったことにより、不利益を被った場合でも、当NPOはその責任一切負わないものとする

（退会）

第10条 会員は、当NPOに退会を届け出ることにより、会員を退会することができる。また有効期限を以って会員資格は喪失する。なお退会に伴い、既に納入した会費については返金しないものとする。

（会員資格の取り消し）

第11条 当NPOは、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合、会員資格を取り消すことができる。
(1) 他者または当NPOの名誉、プライバシー、著作権、肖像権の侵害および、信用等を傷つける行為、または

会員としての品格を損なう行為があったと、当NPOが認めたとき。

- (2) 法令もしくは公序良俗に反する行為を行ったとき。
- (3) 本規約又は、その他当NPOが定める規則に違反したとき。
- (4) その他、当NPOが会員として不適格と認める相当の事由が発生したとき。

第3章 特典

(特典)

第12条 会員には、ウェブサイトに記載された特典を提供する。

第4章 規約の追加・変更

(規約の追加・変更)

第13条 当NPOは、特典の内容および会費を含め本規約の全部または一部を追加・変更することができる。当NPOにより追加・変更された本規約は、当NPOのウェブサイト上に掲載された時点で効力を発するものとし、以後会員は当該追加・変更された本規約に拘束されるものとする。

第5章 免責及び損害賠償

(免責及び損害賠償)

第14条 (1) 戦争・テロ・暴動・労働争議・地震・噴火・洪水・津波・火災・停電・コンピュータのトラブル・通信回線のトラブル・システムの保守点検・更新等によりやむを得ず会員サービスを変更、中止または一時停止せざるをえなかった場合、当NPOは一切責任を負わないものとする。

(2) 会員は、当NPOが提供する特典および当NPOの活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、当NPOは一切責任を負わないものとする。

(3) 会員間で紛争が発生した場合には、当NPOと当該会員間で処理するものとし、第11条(会員資格の取り消し)の適用については、当NPOに一任し、いかなる異議申し立てをおこないものとする。

(4) 会員と第三者との間で紛争が発生した場合には、紛争当事者である当該会員は、自己の費用と責任において、これを解決するものとする。

(5) 本規約に違反した会員に対し、当NPOは告知なしにサービスの利用停止、会員資格の取り消し等の措置をとることがあるが、それによって生じたいかなる損害に対しても一切責任を負わないものとする。

(6) 登録メールやパスワードが第三者に利用されたことによって生じた損害等については、当NPOに重過失がある場合を除き、当NPOは一切責任を負わないものとする。

(7) 他会員の情報が不正確または虚偽の内容であったこと等により、会員が被ったすべての損害および不利益について当NPOは一切責任を負わないものとする。

(8) 当NPOは、会員情報、会員同士のやりとり等につき、如何なる目的においても監視する義務を負わないものとする。

(9) 万が一、当NPOが会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何に関わらず、当NPOは間接損害、特別損害、免失利益ならびに第三者からの請求および軽過失に基づく損害について、予見の有無に関わらず、当NPOが負う責任は会員が支払う会費を上限とする。

(10) 会員が退会・会員資格の取り消し等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

第15条 管轄裁判所

本規約に関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第6章 個人情報の保護

(個人情報の保護)

第16条 当NPOは、自身が定める個人情報保護方針に基づき会員の個人情報を管理し、その保護に万全を期すものとする。

第7章 反社会的勢力への対応

(反社会的勢力への対応)

第17条 (1) 当NPOは、会員が以下のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく、会員に対して、会員資格の取消をすることができるものとします。

- 1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という。)に属すると認められるとき
- 2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- 3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき

- 4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - 5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - 6) 自らまたは第三者を利用して、当NPOまたは当NPOの関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき
- (2) 当NPOは、会員が自ら又は第三者を利用して以下のいずれかに該当する行為をした場合には、何らの催告をすることなく、会員に対して、会員資格の取消をすることができるものとします。
- 1) 暴力的な要求行為
 - 2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 4) 風説を流し、偽計を用いまたは威力を用いて当NPOの信用を毀損し、または当NPOの業務を妨害する行為
 - 5) その他前各号に準ずる行為
- (3) 会員は、反社会的勢力のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している個人や法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- (4) 当NPOは、本条の規定により、会員資格の取消をした場合には、会員に損害が生じても当NPOは何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、これにより当NPOに損害が生じたときは、会員はその損害を賠償するものとします。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、会員及び会費等に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、令和4年11月27日に施行する。